

議案第 188 号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 62.5」に改める。

第 2 条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 67.5」に改める。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 16 年川崎市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 62.5」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 157.5」に改める。

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第7条 川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第8条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 9 条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成 3 年川崎市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7. 5」を「1 0 0 分の 1 5 7. 5」に改める。

第 1 0 条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 7. 5」を「1 0 0 分の 1 6 2. 5」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 2 1 年川崎市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7. 5」を「1 0 0 分の 1 5 7. 5」に改める。

第 1 2 条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 7. 5」を「1 0 0 分の 1 6 2. 5」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 3 条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 1 6 年川崎市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7. 5」を「1 0 0 分の 1 5 7. 5」に改める。

第 1 4 条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第15条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第16条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第16条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和3年10月5日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の額の改定を行うため、及び一般職の職員の期末手当の額の改定に関連して特別職の職員の期末手当について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するものである。